

仙台市交通局規程第十四号

仙台市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市交通事業管理者 吉野博明

仙台市交通局事務分掌規程の一部を改正する規程

仙台市交通局事務分掌規程（昭和五十五年仙台市交通局規程第四号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(局の組織)</p> <p>第二条 局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>[略]</p> <p>自動車部</p> <p><u>輸送企画課 事業企画室 管理係 運行計画係</u></p> <p><u>運輸サービス課 管理調整係 育成指導係</u></p> <p>整備課 管理係 整備係</p> <p>川内営業所</p> <p>長町営業所</p> <p>実沢営業所</p> <p>鉄道管理部</p> <p>[略]</p> <p>鉄道技術部</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p>	<p>(局の組織)</p> <p>第二条 局の組織は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>[略]</p> <p>自動車部</p> <p><u>運輸サービス課 管理調整係 育成指導係</u></p> <p><u>事業計画課 事業企画室</u></p> <p><u>輸送管理課 管理係 運行計画係</u></p> <p>整備課 管理係 整備係</p> <p>川内営業所</p> <p>長町営業所</p> <p>実沢営業所</p> <p>鉄道管理部</p> <p>[略]</p> <p>鉄道技術部</p> <p>[略]</p> <p>(分掌事務)</p>
<p>第三条 前条に掲げる各係等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>総務課</p> <p>[略]</p> <p>経営企画課</p> <p>企画係</p> <p>[一～四 略]</p> <p>五 <u>運賃制度の総括に関すること（自動車部輸送企画課及び運輸サービス課の所管に属するものを除く。）</u></p> <p>[六～八 略]</p> <p>営業推進係</p> <p>[一～六 略]</p> <p>icsca事業係</p> <p>[一・二 略]</p> <p>財務課</p> <p>[略]</p> <p>自動車部</p> <p><u>輸送企画課</u></p> <p><u>事業企画室</u></p> <p>一 <u>自動車事業の活性化に係る調査及び研究並びに企画及び調整に関すること</u></p> <p>二 <u>自動車事業の路線計画の策定及び運賃制度の調整に関すること（総務部経営企画課及び自動車部運輸サービス課の所管に属するものを除く。）</u></p> <p>三 <u>自動車輸送の利用実態の分析に関すること</u></p>	<p>第三条 前条に掲げる各係等の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務部</p> <p>総務課</p> <p>[略]</p> <p>経営企画課</p> <p>企画係</p> <p>[一～四 略]</p> <p>五 <u>運賃制度の総括に関すること（自動車部運輸サービス課及び事業計画課の所管に属するものを除く。）</u></p> <p>[六～八 略]</p> <p>営業推進係</p> <p>[一～六 略]</p> <p>icsca事業係</p> <p>[一・二 略]</p> <p>財務課</p> <p>[略]</p> <p>自動車部</p> <p><u>運輸サービス課</u></p> <p><u>管理調整係</u></p> <p>一 <u>部内事務の総合調整及び連絡に関すること</u></p> <p>二 <u>部の予算及び決算の調整に関すること</u></p> <p>三 <u>自動車の運賃、料金及び手数料に係る計画、調整、認可申請及び届出に関すること（総務部経営企画課及び自動車部事業計画課の所管に属するものを除く。）</u></p>

四 地域交通への移行に係る調整に関すること

五 自動車運行業務の委託に係る調査及び研究に関すること

管理係

一 自動車輸送業務に係る営業所との調整に関すること

二 自動車路線の調査及び維持管理の調整に関すること

三 自動車路線に係る停留所等設置物の維持管理に関すること

四 自動車回転場の維持管理に関すること

五 自動車運行関係の広報に関すること

六 自動車輸送統計に関すること

七 自動車運行業務等の委託に関すること（事業企画室の所管に属するものを除く。）

八 その他課内他係及び室の所管に属さないこと

運行計画係

一 自動車輸送の事業計画の策定及び調整に関すること

二 自動車運行路線に係る認可、届出等の申請に関すること

三 自動車の運行負担に関すること

四 自動車輸送の利用状況に係るデータの収集に関すること

運輸サービス課

管理調整係

一 部内事務の総合調整及び連絡に関すること

二 部の予算及び決算の調整に関すること

三 自動車の運賃、料金及び手数料に係る計画、調整、認可申請及び届出に関すること（総務部経営企画課及び自動車部輸送企画課の所管に属するものを除く。）

四 乗車券の製作、発売及び精算に関すること（総務部経営企画課及び財務課の所管に属するものを除く。）

五 駐車場の維持管理に関すること

六 部内各課営業所に属する建物等の管理の統括調整に関すること

七 部内所管事項に係る出資法人との業務調整に関すること

八 自動車事業用資産の活用に関すること

九 課及び部内他課の庶務に関すること

十 その他部内他課営業所及び課内他係の所管に属さないこと

育成指導係

四 乗車券の製作、発売及び精算に関すること（総務部経営企画課及び財務課の所管に属するものを除く。）

五 駐車場の維持管理に関すること

六 部内各課営業所に属する建物等の管理の統括調整に関すること

七 部内所管事項に係る出資法人との業務調整に関すること

八 自動車事業用資産の活用に関すること

九 課及び部内他課の庶務に関すること

十 その他部内他課営業所及び課内他係の所管に属さないこと

育成指導係

一 自動車乗務員の指導及び教習に関すること

二 利用者の要望、相談及び苦情処理に関すること

三 自動車事故防止に関すること

四 自動車事故統計に関すること

五 乗客案内に関すること

六 自動車事故の処理に関すること

七 自動車の損害保険に関すること

八 自動車に係る安全マネジメントに関すること

事業計画課

事業企画室

一 自動車事業の活性化に係る調査及び研究並びに企画及び調整に関すること

二 自動車事業の路線計画の策定及び運賃制度の調整に関すること（総務部経営企画課及び自動車部運輸サービス課の所管に属するものを除く。）

三 自動車輸送の利用実態の分析に関すること

四 地域交通への移行に係る調整に関すること

五 自動車運行業務の委託に係る調査及び研究に関すること

六 自動車輸送統計に関すること

輸送管理課

管理係

一 自動車輸送業務に係る営業所との調整に関すること

二 自動車路線の調査及び維持管理の調整に関すること

三 自動車路線に係る停留所等設置物の維持管理に関すること

- 一 自動車乗務員の指導及び教習に関すること
- 二 利用者の要望、相談及び苦情処理に関すること
- 三 自動車事故防止に関すること
  
- 四 自動車事故統計に関すること
- 五 乗客案内に関すること
- 六 自動車事故の処理に関すること
  
- 七 自動車の損害保険に関すること
  
- 八 自動車に係る安全マネジメントに関すること

整備課

[略]

川内営業所

長町営業所

実沢営業所

[略]

鉄道管理部

[略]

鉄道技術部

[略]

- 四 自動車回転場の維持管理に関すること
- 五 自動車運行関係の広報に関すること
- 六 自動車運行業務等の委託に関すること（事業計画課の所管に属するものを除く。）
- 七 その他課内他係の所管に属さないこと

運行計画係

- 一 自動車輸送の事業計画の策定及び調整に関すること
- 二 自動車運行路線に係る認可、届出等の申請に関すること
- 三 自動車の運行負担に関すること
- 四 自動車輸送の利用状況に係るデータの収集に関すること

整備課

[略]

川内営業所

長町営業所

実沢営業所

[略]

鉄道管理部

[略]

鉄道技術部

[略]

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(交通局総務部総務課)